

慶應義塾大学経済学部研究プロジェクト

最終成果論文（2019年度）

# 新しい地域通貨の可能性

経済学部 4年 学籍番号：21521447

氏名：藤井悠右

（指導教員：長田進先生）



# 目次

1.	はじめに .....	1
2.	地域通貨とは .....	3
2.1.	通貨とは .....	3
2.2.	地域通貨とは .....	4
2.2.1.	地域通貨の定義 .....	4
2.2.2.	地域通貨の役割と意義 .....	4
2.2.3.	地域通貨の類型 .....	5
2.3.	地域通貨の歴史 .....	6
2.3.1.	起源～シルピオゲゼルの補完通貨～ .....	6
2.3.2.	スタンプ通貨の誕生～労働証明書～ .....	7
2.3.3.	地域通貨（コミュニティ型）の登場～①LETS～ .....	9
2.3.4.	地域通貨（コミュニティ型）の登場～②タイムダラー～ .....	10
2.3.5.	1990年代以降の経済循環型の地域通貨 .....	10
2.3.6.	現代の地域通貨 .....	12
2.3.7.	各時代の地域通貨の類型 .....	13
3.	日本の地域通貨 .....	14
3.1.	日本の地域通貨の歴史 .....	14
3.1.1.	日本の地域通貨の歴史～第1期（～1999年4月）～ .....	14
3.1.2.	日本の地域通貨の歴史～第2期（1999年5月～2002年3月）～ .....	15
3.1.3.	日本の地域通貨の歴史～第3期（2002年4月～）～ .....	16
3.2.	日本における地域通貨の法的位置付け .....	16
3.3.	日本の地域通貨の独自性と課題 .....	18

3.3.1.	日本の地域が抱える問題.....	18
3.3.2.	日本の地域通貨の独自性.....	19
3.3.3.	これまでの日本の地域通貨の課題.....	20
<b>4.</b>	<b>新しい地域通貨①電子地域通貨～さるぼぼコイン～.....</b>	<b>22</b>
4.1.	さるぼぼコインとは.....	22
4.1.1.	さるぼぼコインの概要.....	22
4.1.2.	さるぼぼコインの特徴.....	23
4.2.	さるぼぼコインのメリット.....	24
4.3.	さるぼぼコインの課題.....	25
<b>5.</b>	<b>新しい地域通貨②地域 ICO～西粟倉村コイン（NAC）～.....</b>	<b>26</b>
5.1.	自治体によるデジタルトークン発行（地域 ICO）.....	26
5.1.1.	西粟倉村コイン構想とは.....	26
5.2.	地域 ICO の特徴.....	28
5.3.	近年の地域による資金調達手段と地域 ICO との比較.....	29
5.3.1.	ふるさと納税.....	29
5.3.2.	ガバメントクラウドファンディング.....	30
5.3.3.	地域 ICO との類似点.....	30
5.3.4.	地域 ICO との相違点.....	31
<b>6.</b>	<b>新しい地域通貨の可能性.....</b>	<b>32</b>
6.1.	地域通貨と持続可能性.....	32
6.1.1.	持続可能な地域とは.....	32
6.1.2.	持続可能な地域経済に資する地域通貨とは.....	33
6.2.	新しい地域通貨の可能性.....	34

6.2.1.	さるぼぼコインの可能性.....	34
6.2.2.	西粟倉村コイン（NAC）の可能性.....	35
6.2.3.	新しい地域通貨の課題 .....	36
7.	終わりに .....	38
	<b>謝辞</b>	<b>40</b>
	<b>参考資料一覧</b> .....	<b>41</b>

## 1. はじめに

近年スマホを使った電子決済サービスの利用が急速に拡大している。2019年10月の消費増税後の、国のキャッシュレス還元事業によるところも大きい。また、近年の仮想通貨ブームによって、企業や自治体による仮想通貨の発行事例も増加している。この電子決済サービスと仮想通貨の広まりは、地域でしか使えないお金である地域通貨にも及んでいる。例えば、2017年12月に飛騨高山地域の飛騨信用金庫が「さるぼぼコイン」という電子地域通貨を発行した。また千葉県の木更津市でも2018年10月に「アクアコイン」という電子地域通貨が発行された。岡山県西粟倉村では、自治体による仮想通貨の発行も検討されている。

日本の地域経済は都市部への人口と富の流出により疲弊しており、地域通貨というのはこの都市部への富の流出を防ぐ役割がある。しかし、これまでの地域通貨といえ、地元の商店街で1回しか使えない地域振興券や商品券などであり、「ままごと」のようなものであるという認識が強い<sup>1</sup>。近年のブロックチェーン技術などによる地域通貨の電子化や、自治体による仮想通貨の発行は、こういった前時代的な地域通貨のイメージを一変させるのではないかと期待されている。本稿では、こういった新しい形の地域通貨の様々な可能性について探る。

論文の構成としては、続く第2章で通貨とは何か、そしてそれと比較し地域通貨とは何か、について論じ、その発展の歴史について概観する。第3章では日本の地域課題を踏まえた上で、日本の地域通貨がどのような文脈で登場し広

---

<sup>1</sup> 「デジタル技術で復活する地域通貨、脱『ままごと』なるか」『日経ビジネス』2019年10月3日

まっていたのか、そしてその歴史を経て日本の地域通貨がどのような独自性と課題を持つようになったのかについて論じる。第4章、第5章では近年注目されている日本の2つの新しい地域通貨の2つの代表例を取り上げ、その概要と特徴について述べる。第6章では、新しい地域通貨を、地域の持続可能性にいかに関与できるか、従来の地域通貨の課題をいかに解消するか、という点で評価しその可能性を探る。またそれらが担う新たな役割についても考察する。最後に、論文の結論と残された研究課題について言及する。

## 2. 地域通貨とは

ここでは地域通貨について、法定通貨と比較しながらその役割や意義について述べていく。

### 2.1. 通貨とは

地域通貨について考える前に、貨幣論的な立場から通貨の意味について論ずることから始めてみよう。また以下では、貨幣と通貨は同義として扱うことにする。

まず、通貨には3つの特性があると言われている。いつでもどこでも商品を購入できる即時購買力、誰もがそれを受け取る一般受容性、そしてその場で直ちに支払いが完了する支払い完了性である。

そしてこの特性から生じる3つの機能があると言われている。①交換機能(支払い手段)、②価値の貯蔵機能、③価値尺度機能である。①交換手段は、あらゆる商品と交換でき、支払いに充てることができる。このことは、物々交換における欲求の「二重の一致」と、交換比率の情報・合意の必要という2つの欠点を解消することを意味する。②の価値の貯蔵機能は、通貨の即時購買力という特性によって、現在の購買力を将来に持ち越すことができるという機能である。③の価値尺度機能は、機能である。これは一般受容性によって、ある通貨が誰によっても受け入れられるために、それが商品の価値を表す指標になるという機能である。物々交換における交換の媒介となることで、その商品の市場の中での相対的な価値を表すことができるのである<sup>2</sup>。

これらの特性や機能は、通貨を使う人々の「無限の予想の共有」によっても

---

<sup>2</sup> 金子（2018）p.23-24

たらされる<sup>3</sup>。通貨が今日の交換の媒体となるためには、明日も明後日もその次の日も通貨として通用するという予想が、その通貨を使う人々の間で共有されている必要があるということである。我々が普段使っている円などの法定通貨は、国家が法によってその通貨の領域内での強制通用力を定め、人々の無限の予想の共有がなされるために、その国内においてのみ上の3つの特性と3つの機能が働くのである。

## 2.2. 地域通貨とは

それでは地域通貨とはどう定義され、どんな役割・意義を持つのか。法定通貨と比較しながら見てみよう。

### 2.2.1. 地域通貨の定義

そもそも地域通貨の研究自体、研究者も論文の数も多いとは言えないため、明確な定義があるわけではない。そのため、ここでは今回のための定義を設定し、それを元に考察を行うことにする。

地域通貨とは、①法定通貨ではない②特定の地域でのみ流通する③基本的に価値が期間限定か逡減する、という3つの特徴を持つ通貨である。まず①法定通貨でなく、②ある特定の地域でしか流通しないというのは、法的な通用力がない通貨であり、地域限定で流通するために、法的には通貨と呼べないということの意味する。また、その基本的な役割として法定通貨が退蔵されてしまうという問題点を補うことが多いために、その多くは③価値が期間限定か逡減していくという機能を備えている。

### 2.2.2. 地域通貨の役割と意義

それでは、上のような特徴を持つ地域通貨が果たす役割は、どんなものが考

---

<sup>3</sup> 坂井（2019）p.44

えられるのか。次に挙げる3つの機能が考えられる。

まず、地域通貨は特定地域のみ流通するので、都市部への富の流出が防止することができる。例えばある地域にショッピングモールができたとして、その運営会社や中のテナントの店舗は本社が都市部にあることが多い。その場合、法定通貨である円で物を買うとその収入の大半は都市部の本社へと流出する。せっかく地域で経済活動が行われても、都市部に吸収されるのみになってしまう。しかし、その地域でしか使えない地域通貨であればそのお金は都市部へ流出することなく地域に留まり、地域内で循環するようになる。

次に、価値が期間限定もしくは逡減していくという機能を持ち合わせているものは、法定通貨よりその流通速度が高まるという役割もある。法定通貨は基本的にその価値が不変であるために価値貯蔵機能を持ち、貯金することで将来にその購買力を持ち越し可能である。しかし、デフレの場面においてこの機能は通貨が退蔵され、流通速度が下がるという現象を引き起こすことになる。通貨というのは経済の血液であると言われるように、流通し循環している状態が経済的に健康だと言える。その法定通貨の不健康な状態を補うために、地域通貨の多くは価値が一定期間で消滅するか、逡減していくように設計されているために、消費者は貯め込まずに流通していくのである。

さらにもう一つの役割としては、経済的な価値だけではなく相互扶助や社会的な活動に対して価値を与え、コミュニティの再生やボランティアなどの社会的活動の支援など、様々な役割を担うことができる。

### 2.2.3. 地域通貨の種類

地域通貨の役割として、様々な役割を担わせることができると述べたが、それらはいくつかの種類に分類できる。嵯峨（2004）では、3つの評価軸を設定した分類を行なっている。

最初の軸は①経済循環志向度である。これは地域経済の中で通貨の流通速度

を高め、経済の循環を促すことに重きを置いているかどうかを評価する。ただし、通貨の交換機能しか持っていないようなものはこれが高いとは言えない。企業や個人への貸出に利用できるなど金融機能を持つものや、法定通貨と兌換可能であるものなど、企業がビジネスとして利用するインセンティブを与えられるようなものは、これが高いと言える。

次に、②コミュニティ志向度も重要な視点となる。相互扶助や社会的な活動を数値化するなど、コミュニティの再生に重きを置いているかを評価する。

3つ目は、③プロジェクト志向度と命名している。これが示しているのは、NPOや市民団体の活動など、公共性・公益性な高い活動への支援に重きを置いているかの評価である。

また以下では経済循環志向度の強いもの、コミュニティ志向度の強いもの、プロジェクト志向度の強いものを順に、①経済循環型、②コミュニティ型、③プロジェクト型と呼ぶことにする。

## 2.3. 地域通貨の歴史

次に、地域通貨がどのような文脈で誕生し、どのような歴史を辿り発展したのかを考察する。ここでは世界の地域通貨の歴史を3つの時代に区分し概観する。それぞれの時代の代表的な地域通貨を、前章の類型に当てはめながら紹介していく。

### 2.3.1. 起源～シルビオゲゼルの補完通貨～

地域通貨は1920年代の世界恐慌を機に発達したため、欧米を中心に発達してきた。まずは欧米における地域通貨の歴史を概観する。

地域通貨の起源を考える上で、法定通貨の機能を一部補完する、「補完通貨」という概念は欠かせない。補完通貨は、20世紀初頭のシルビオゲゼルが唱えた「自由通貨」に起源を持つ。ゲゼルは1916年に著書『自然的経済秩序』を発表

した。その著書の第3部で通貨について論じており、資本としての通貨の特徴である利子をマイナスに設定することで通貨の蓄積性と増殖性を排除し、交換機能のみを際立たせることができる、と主張した。つまり、価値を逡減させることで流通速度を上げるということである。ゲゼルはそれを「自由通貨」と呼んだ。ただし、ゲゼルが主張したのはあくまで法定通貨に代わって流通する代替通貨であって、地域限定で流通する地域通貨を想定したものではなかった。

### 2.3.2. スタンプ通貨<sup>4</sup>の誕生～労働証明書～

そしてゲゼルのアイデアは、世界恐慌直後のドイツ・オーストリア周辺で地域限定という形で実践された。その代表例が、オーストリアのヴェルグルという町で発行された「労働証明書」である。当時この町では、5万シリングもの未払い利息に対し、税収入は3千シリング（本来ならば12万シリング）で、財政が破綻していた。そこで当時の町長であるミヒャエル・ウンターグッゲンベルガーは、通貨が貯め込まれ循環が滞ることを不景気の最大の問題と捉え、1932年の町会議で、ゲゼルの「自由通貨」のアイデアを形にした「労働証明書」の発行を決議した。

労働証明書は額面価格で販売し、毎月定められた日付に保有者が額面の1%に相当するスタンプを購入して貼り付ける。紙幣の表面には、1カ月ごとにスタンプを貼り付ける12の欄が印刷されており、1g（グロッシェン）、5g、10g（1シリング=100グロッシェン）と記されているスタンプをここに貼り付ける。労働証明書は町の職員の給与の半分と、失業救済策で新たに雇用した労働者への賃金の支払いすべてに使われた。受け取った人々は法定通貨と同じように買い物の支払いに使用することができるだけでなく、法定通貨シリングに換金することもできる仕組みであった。

---

<sup>4</sup> 一定期間ごとに、額面の数パーセントのスタンプを貼らないと価値が消滅する、地域限定で流通する通貨のこと。

## 新しい地域通貨の可能性（藤井悠右）

この労働証明書の特徴は、法定通貨であるシリングを担保としていること、そして何よりも、月初めに額面の1%のスタンプを貼らないと価値が消滅するという仕組みを採用したことである。この仕組みによって、流通速度が急上昇し、発行額の5倍ものお金が役場に戻り、1年で10万シリングもの公共事業が実施された。しかしながら結局、経済政策の影響力の低下を恐れたウィーンの中央銀行によって禁止令が出され、1年ほどで流通は止まった。この労働証明書のように一定期間ごとに額面の数パーセントほどのスタンプを貼らないと価値が消滅するような仕組みを備えた、地域限定で流通する貨幣のことを一般的にスタンプ通貨と呼ぶ。

労働証明書の2つの特徴は、経済循環志向度が高いことを表している。不景気で貯め込まれたお金に、マイナスの利子を与えることで目まぐるしく流通させ地域の経済が活性化したのである。この他にも、ドイツの炭鉱で使われた世界最初のスタンプ通貨であるヴェーラ、フランスのニースの交換証書など、世界恐慌直後の欧州で減価する通貨が次々実践に移された（しかしほとんどは各国政府によって禁止に追い込まれている）。

また、1930年代の米国において、連邦政府や州政府が原則的にスタンプ紙幣は合法的であるという立場をとっており、いくつかの州政府はスタンプ紙幣の活動を支援していた。ただし、連邦・州政府が想定していた地域通貨は恒久的なものではなく、法定通貨の流通を促進するための一時的な手段とされている。1933年に連邦議会に提出された地域通貨に関する法案のなかで、スタンプ紙幣について、物価の下落を止め、回復基調に転じた際、スタンプ紙幣の供給を停止することが明示されていた。同法案には、1926年の卸売物価指数の80%まで物価が回復したときに発行を停止し、流通している紙幣は回収されることが定められている。（しかしこの法案は審議のみで採決には至らなかった）

米国においてスタンプ紙幣は、欧州と違って政府によって強制的に終了させ

られることはなかったが、スタンプ通貨によって支払いをする人はいても受け取る人がいないという、流動性の枯渇に陥り自然消滅していった<sup>5</sup>。

### 2.3.3. 地域通貨（コミュニティ型）の登場～①LETS～

1980年代になると、LETS（カナダ）やタイムダラー（アメリカ）といった、コミュニティ型地域通貨が多く発行されるようになる。一般的に、それらが地域通貨の始まりと言われている。ここではその代表例としてLETSとタイムダラーを取り上げる。

LETS（Local Exchange Trading System）はカナダ西部のコモックスバレーという町で1983年に開始した。取引毎に通帳に記録していく通帳方式を採用し、通貨単位であるグリーンドルは法定通貨のカナダドルと等価としていた（失業者支援を主な目的としていたため）。1980年代半ばには約600人が参加し、年間取引高は30万グリーンドルといわれている。LETSには3つの特徴がある。まず法定通貨との兌換が不可能であることにより、グリーンドルが、市場取引から切り離されたコミュニティにおける互恵的な取引を重視していることがわかる。また、取引の記録は会員自身が行う。これはつまり、グリーンドルの取引には会員同士の信頼関係が不可欠となるということである。つまりLETSは、コミュニティ志向度が極端に高く経済循環志向度が低い地域通貨といえる。さらに、LETSの通帳に記録された残高というのは、コミュニティ内の自己と他者との貸借関係を表していると言えるため、長期的には人間関係における貸しすぎ借りすぎの不均衡を是正しようという心理が働く<sup>6</sup>。これは市場経済システムの行動原理（利益の最大化）と正反対の行動原理である。

1980年代は、経済のグローバル化が進む中で、自然環境や地域経済の疲弊に注目が集まっていた時代といえる。その中でLETSはグリーンズと呼ばれる環

---

<sup>5</sup> 歌代（2019）p.52-53

<sup>6</sup> 歌代（2019）p.55-56

境保全主義者の賛同を多く集め、彼ら主導で各国においてその取り組みが始まった。しかしその結果 1980 年代に開始したイギリスやオーストラリアでは、会員にグリーンズのメンバーが非常に多く、その思想と関わりのない人々の関心と呼ぶことができなかつたために、あまり広がりを見せなかつた。その後、地域社会のコミュニティの活性化を目的に掲げた LETS が別途広がりを見せた結果、そういったコミュニティ型の LETS が急速に拡大していった。

#### 2.3.4. 地域通貨（コミュニティ型）の登場～②タイムダラー～

次にタイムダラーであるが、これは 1980 年代前半にアメリカの社会活動家であるエドガー・カーンによって考案された、時間単位型の地域通貨である。1987 年にロバート・ウッド・ジョンソン財団の助成を受けアメリカの 6 つの地域で 3 年間の試験的事業として導入が始まった。タイムダラーの基本的なシステムは、参加者が提供したサービスを時間で計りその時間数を貯め、貯められた時間の分だけ他の参加者からサービスを受けられるという仕組みである。1 タイムダラーは 1 時間との関係性しかなく、ドルとの兌換性はない。”No More Throw Away People” との理念を掲げ、地域で埋もれている人の能力を掘り起こし、コミュニティの再構築を行おうというものである<sup>7</sup>。タイムダラーはタイムバンクと名前を変えイギリスでも広がりを見せた。

タイムバンクの特徴は「時間の貯蓄」にあり、流通速度を高め経済循環を促すものとは言えない。時間を貯蓄し、サービスを融通し合うことを通じて参加者同士のつながりを深め、コミュニティを維持・再生していくことを目的にしていると考えられるため<sup>8</sup>、コミュニティ型の地域通貨と言える。

#### 2.3.5. 1990 年代以降の経済循環型の地域通貨

1980 年代はコミュニティ型地域通貨が多く発行されたが、グローバル化によ

---

<sup>7</sup> 専修経済学論集 40(3), 97-133, 2006-03, 専修大学経済学会

<sup>8</sup> 歌代（2019）p.57

る地域経済の衰退を受けて、1990年代になると経済循環型も発行された。LETSなどのコミュニティ型の地域通貨は、人々の互恵的な経済活動の活性化を目的としているために、経済の不況で失業し困窮した人々を経済的に救済するという目的には向いていない。一方、法定通貨と交換可能である経済循環型の地域通貨であれば、人々にわかりやすく価値を提示でき、より直接的に人々に購買力を付与し経済循環を促すことができるのである。そこで、ここでは1990年代以降の経済循環型の地域通貨の代表例として、1991年にアメリカのニューヨーク州トンプキンス郡イサカ市で流通を開始した「イサカアワー」を取り上げる。

イサカ市では1988年からLETS型の地域通貨に取り組んでいたが、10カ月間で参加者は60名程度であった。この取り組みに関与していたポール・グローバーは、このLETS型の地域通貨の取引機会が会員に限定されること、また取引ごとに通帳に記帳する会計処理が必要なことが課題だと捉え、通貨の流動性を高めるために紙幣方式のイサカアワーの発行を始めた。

イサカアワーは紙幣方式で、通貨単位はアワー、1/10、1/8、1/4、1/2、1、2の6種類の紙幣を運営者のIthaca HOURS Inc.が発行した。通貨単位のアワーは時間を表しており、1時間の労働を10ドルと評価し、1アワー=10ドルと定めた。ただし、イサカアワーはドルとの交換を認めていない。それでも経済循環型と呼べる理由として、イサカアワーの2つの特徴が挙げられる。

1つ目の特徴は、流通範囲が特定の価値観を共有するコミュニティという狭い範囲から、イサカ市という町に広がったことである。コミュニティ型であるLETS型の地域通貨は、ある特定の価値観を共有する会員のコミュニティ内だけで流通するが、市という地理的な範囲で流通するイサカアワーはより経済的な特徴を持つ。

2つ目の特徴は、ビジネスに利用されたことである。イサカアワーは、財やサービスの取引に使われるだけでなく、給与の支払いや銀行のローンの支払い

にも用いられた。

この2つの特徴に支えられ、イサカアワーは1991年から1998年までで取引が1万件以上、その経済効果は150万ドルにも及んだ。

### 2.3.6. 現代の地域通貨

ここでは2010年代以降の経済循環型の地域通貨として、イサキャッシュとブリクストンポンドを取り上げる。

イサキャッシュは、スコット・モリスにより2015年7月にイサカ市で開始された（イサカアワーと直接の関係はない）。通貨名称はイサカドル、1イサカドル=1ドルと設定しており、電子決済方式を採用、加入者700名、企業や商店72社が参加している。ドルでイサキャッシュを購入するときに10%のプレミアムが付与される仕組みを採用している。モリスは開始時、イサキャッシュを実施する目的を優先度順に、雇用創出、経済成長、社会的連帯の文化の支援としている。

ブリクストンポンドは2009年9月に、英国の首都ロンドン南部ランベス・ロンドン特別区のブリクストン地区で流通を開始した。単位はブリクストンポンド、媒体は開始時には紙幣のみであったが、2011年からは電子マネー方式も採用し併用している。ブリクストンポンドからスターリングポンドへの換金は、流通開始時、企業のみ可能という仕組みだったが、2015年以降、すべての利用者が換金可能になった。なお、2018年8月末に電子マネー方式は廃止され、再び紙幣方式のみになった<sup>9</sup>。

この現代の2つの経済循環型に共通する特徴は、法定通貨と兌換可能で、法定通貨の価値尺度を借用し1地域通貨=1法定通貨としていることが挙げられる。また2018年にブリクストンポンドでは廃止されたが、電子マネー方式を採

---

<sup>9</sup> ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/>

用したことも特徴と言える。加えて、地域通貨の主な用途を地域で取引される財を対象としており、地域通貨を市場取引で用いることを否定していない点も大きな特徴である。さらに、特定の価値観ではなく、地域経済の活性化という多くの人々から同意を得やすい目的を設定している点も、LETSやタイムダラーなどのコミュニティ型の地域通貨と異なっている。どの特徴も、地域経済の活性化に焦点が当たっており、経済循環志向度が高いことを表している。

### 2.3.7. 各時代の地域通貨の類型

ここでは、これまで紹介した各時代の地域通貨を、前節の類型に従って改めて分類していく。

まず①経済循環型の地域通貨は、地域通貨の起源と言われているゲゼルの補完通貨の思想に最も近いものと言える。1920年代の世界恐慌からの地域経済の救済を目的としたスタンプ通貨や、1980年代のイサカアワー、現代の電子マネー方式を取り入れたイサキャッシュやブリクストンポンドなどが例として挙げられる。②コミュニティ型の地域通貨は、グローバル化が進む中で地域経済・社会が疲弊し、地域コミュニティ崩壊していった1980年代に誕生した。例としてカナダのLETSやアメリカのタイムダラーなどが挙げられる。一方③プロジェクト型の地域通貨は、この機能のみを備えた通貨の例はあまりなく、他の2つの機能と一緒に実装されているものが多い。

### 3. 日本の地域通貨

この章では、まず日本の地域通貨の歴史を概観する。それに加えて日本の地域通貨をめぐる法制度についても触れる。最後に、日本の地域の抱える問題を踏まえた上で、それによってどのような独自性が生まれ、どのような課題があるのかについて考える。

#### 3.1. 日本の地域通貨の歴史

日本において、地域通貨の原型は 1970 年代からすでに存在していた（大阪のボランティア労力銀行やさわやか福祉財団のふれあい切符など）。しかし、地域通貨という言葉が国民の間で市民権を得たのは 1990 年代後半である。

泉（2006）によると、日本の地域通貨の広がりには 3 つの期間に区分が分けられるという。第 1 期は地域通貨がほとんど行われていない 1999 年 4 月まで、第 2 期は徐々に地域通貨が広がり各地で取り組みが行われていく 1999 年 5 月から 2002 年 3 月まで、第 3 期は商工会や自治体など様々な主体によって実施されていくようになる 2002 年 4 月以降である。

##### 3.1.1. 日本の地域通貨の歴史～第 1 期（～1999 年 4 月）～

現在の日本の地域通貨の取り組みは、主に欧米の地域通貨を模倣して実施されたものが大半であるが、欧米でも地域通貨がほとんど登場していない時期に、欧米の直接の影響を受けることなく始まったものがある。それは、ボランティアな活動時間をポイント化し、それを貯金して使用できる仕組みを持つ 1973 年設立のボランティア労力銀行（現ボランティア労力ネットワーク）である。時間を価値基準に置く支え合いのコミュニティづくりを狙った日本の地域通貨の原点でもあるが、他団体にその思想やシステムは伝播することなく今に至っている。

その後 1990 年代初頭から欧米の地域通貨システム（主に LETS やタイムダラー）を模倣した取り組みが各地で行われたが、1999 年までそれほど注目を集めることはなかった。

### 3.1.2. 日本の地域通貨の歴史～第 2 期（1999 年 5 月～2002 年 3 月）～

しかし、1999 年以降、日本で地域通貨ブームが沸き起こった。1999 年 5 月に NHK-BS1 で放送された「エンデの遺言」という番組、それにそこから派生した「エンデの遺言」という書籍の出版により、地域通貨への関心が急激に高まったのである。この番組及び書籍は、ドイツ人作家ミヒャエル・エンデの晩年のインタビューに基づき作成されたもので、現在の貨幣制度や投機マネーといったものへの疑問が提示され、それに対する解決策としての地域通貨とその事例が紹介された。これは多くの人々の関心を呼び、以降、各地で地域通貨の取り組みが急増した。

この他に、1999 年 5 月を境に地域通貨ブームが始まった要因として、泉(2006)では 2 つの出来事を上げている。1 つ目に、当時の通商産業省の官僚であった加藤敏春が提唱した「エコマネー」という名称ならびに関連本の出版である。公への信頼が強かった当時の日本において、大手企業や官僚を中心にエコマネーネットワークが組織化されていったことは、地域通貨活動全般に安心感を与えることになった。2 つ目に、地域通貨「ピーナッツ」(1999 年 2 月～)と「おうみ」(1999 年 4 月～)が既に実践されていたことである。「エンデの遺言」を見た人たちが、新聞やインターネットを通じ国内で実践されているのを知り、地域通貨が遠い海外での出来事ではなく、より身近なものとして感じられるようになった。

この時期に広まった地域通貨の多くは市民団体が主体となって発行されたものであり、小学校区程度の規模の助け合いの促進や、ボランティア活動の評価などが主な目的であった。

### 3.1.3. 日本の地域通貨の歴史～第3期（2002年4月～）～

2002年になると、経済産業省及び総務省が、地域通貨モデル事業を推進し、10箇所以上に補助金を交付し、中央政府が地域通貨の評価を積極的に行うようになった。また一部の自治体では公務員の給与の支払いへの地域通貨の導入を検討し始め、商工会議所も地域通貨に取り組み始めたのである。

その中で新しい3種類の地域通貨が登場した。1つ目は、円と兌換可能な地域通貨である。それまでの地域振興券は一度使用されたら現金化するものであったが、これは複数回流通でき、循環させていくものである。2つ目は、マイケル・リントンの「コミュニティ・ウェイ構想」を模倣したものであり、最初に円での寄付を募り、その対価として地域通貨を発行するのである。3つ目は、LETSの仕組みを模倣したものだが、オリジナルのように通帳ではなく、ICカードを利用し、専用端末で決済処理をするものである。

## 3.2. 日本における地域通貨の法的位置付け

ここで、日本の地域通貨が法律上どのような位置づけであるかを検討する。歌代（2019）では紙幣類似証券取締法、資金決済に関する法律、銀行法の3点から地域通貨の法的位置付けを検討している。

紙幣類似証券取締法では紙幣類似証券の機能として、「どこでも、誰でも、何にでも」利用可能なものと定めており、これらの機能のうち1つでも欠けていれば紙幣類似とはせず同法に抵触しないとしている。そのため例えば登録者のみしか使えないような地域通貨LETSなどは同法に抵触しないと考えられる。しかし、特定の地域に限定的であっても、利用用途に汎用性があり、譲渡可能性があり、登録制度がないものは、同法に抵触する可能性があることが示唆さ

れている<sup>10</sup>。また、3機能のうち「どこでも」でないものは、単一店舗、単一建物内、単一施設内という非常に狭い範囲ではない場合を指し、一市町村程度という範囲だと「どこでも」の要件は回避できない。

次に資金決済に関する法律において、財務省・金融庁の方針はコミュニティ通貨と市場経済型の地域通貨では事実上基準が異なっている。概して、コミュニティ通貨では仕組みや流通方法に対する規制は緩やかであり、市場経済型の地域通貨では媒体、仕組み、流通方法、流通範囲等において規制が厳しい。例えば、発行者以外でも利用可能な第三者発行型において有効期限を6カ月以上とする場合、出資金または資本金に関する要件を満たす必要があるほか、発行額が一定規模以上の場合には発行保証金の供託か金融機関による支払保証が必要になる。

銀行法においては、地域通貨建てでの預金の受け入れや、融資を行うことはできないとされている。その理由として金融庁は、「預金とは、一般に金銭の消費寄託とされており、金銭とは貨幣・紙幣（日銀券）と考えられる。したがって、金銭ではない『地域通貨』を『預金』として受け入れることはできない」としている<sup>11</sup>。

以上のように、日本での経済循環型の地域通貨を実施することは法的に困難であり、そのため地域通貨を用いた実効性のある地域経済振興策を行うことは難しい。

---

<sup>10</sup> 「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」（2002） 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kouhyou/021022/kaitouindex.html>

<sup>11</sup> 「構造改革特区の第2次提案募集に係る提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」（2003） 首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030326/teiankaitou.html>

### 3.3. 日本の地域通貨の独自性と課題

以上のような歴史とそれをめぐる法制度を持つ日本の地域通貨は、どのような独自性を持っているのか。日本の地域が抱える問題を踏まえた上で、その独自性と課題について検討しよう。

#### 3.3.1. 日本の地域が抱える問題

日本において 1990 年代以降地域通貨が広まった背景として、日本の地域はどのような経済的・経済外的な問題を抱えているのか。

日本の地域が抱える経済的な問題の 1 つとして、域外資本の企業の進出により富の流出が進んでいることが挙げられる。都市部に本社を置く域外資本の企業が地域に進出すると、その地域での経済活動によって生み出された富の大部分が、本社機能を通じて都市部へと流れていってしまう。

2 つ目に、地域の商業施設の衰退に関連する問題がある。大型ショッピングモールやスーパーマーケットなどが地域に立地すると、地域の商店街の顧客が奪われて衰退する。こういった状況の中で、不況や過剰店舗の整理などで大型ショッピングモール・スーパーマーケットが撤退すると、消費者は買い物の場を奪われてしまい、買い物難民が生まれる。

3 つ目として、グローバル化による地域の空洞化という問題も無視できない。グローバル化によって労働力の安い途上国に工場が移転してしまうと、地域経済の空洞化が進む。日本の地域の経済振興政策の多くが大企業の工場の誘致に終始してしまい、日本の多くの地域では域外資本への依存度を高めているため、工場の移転による空洞化が地域経済に与える影響は大きい。

次に経済外的な問題についても考える。まず、地域コミュニティの崩壊である。太平洋ベルトや首都圏への若年人口の流出により多くの地域では人口減少と高齢化が深刻化している。また工業化や都市化、核家族化が進み家族や地域

の絆も失われている。こういった状況では地域のコミュニティを維持することは難しい。

次に、地域コミュニティの希薄化による地域のセーフティネットの崩壊である。これまで地域コミュニティによって支えられていた育児や介護、防犯、消防などのサービスが失われているのである。

### 3.3.2. 日本の地域通貨の独自性

次に、以上のような問題を抱える日本の地域で導入された地域通貨が持つ独自の特徴について考える。

1 つ目の特徴として、コミュニティ型の地域通貨が大半を占めていたことである。その理由として、日本の地域は経済的な問題と経済外的な問題をそれぞれ抱えているが、経済的な問題については日本経済の構造的な問題であるため、地域経済の活性化を目的とする経済循環型の地域通貨が上手くいかなかったと考えられる<sup>12</sup>。また経済循環型の地域通貨については法的な制限が大きかったことも理由の1つである。

2 つ目に、その役割が限定的であることが挙げられる。地域通貨は狭い地域（小学校区など）の中での助けあいや、ボランティア活動の評価など様々な目的で発行されるが、日本ではある特定の役割のみを持たせる事例が多い。これは日本の地域通貨の独自性と同時に、課題でもある。しかも日本の地域通貨はコミュニティ型が大半を占めており、地域経済の活性化までその目的を広げる事例は非常に少ない。

3 つ目に、NPO や市民団体以外の主体によって発行・運営されている点である。欧米では、地域通貨の発行・運営主体の大半が NPO や市民団体であるが、

---

<sup>12</sup> 河合・島崎（2003）

日本では、確かに当初は NPO や市民団体などによるものが多かったが、その後の展開の中で必ずしもそうではなくなった<sup>13</sup>。例えば、飛騨高山地域の電子地域通貨である「さるぼぼコイン」や千葉県の「アクアコイン」など、近年の日本の地域通貨は地元の信用金庫が運営を担っている。

### 3.3.3. これまでの日本の地域通貨の課題

この章の最後に、以上のような特徴を持った日本の地域通貨が抱える課題として4点を指摘できる。

1 つ目の課題として、地域限定のプレミアム付き商品券との競合である。経済循環型地域通貨の実施が経済構造的にも法的にも難しいために、地域経済の活性化という目的においては、域外からの購買力の流入を目的としたプレミアム付き商品券に取って替わられる可能性がある。そうならないためにも、域内消費の活性と域外への富の流出を防ぐ地域通貨の意義を、地域住民に理解してもらおう課題がある。

2 つ目は、その役割が非常に限定的なことである。地域内の助け合いの促進や、ボランティア活動の評価、また1つの商店街でしか使えない地域振興券や商品券など、その役割の幅が狭いことが挙げられている。また利用可能範囲も狭いことが多い。それに加え、その役割がコミュニティの再生を目指すものが多く、地域経済にまで貢献ができるものが少ない。

3 つ目に、日本に限った課題ではないが、地域通貨を維持できないほどに、紙幣の印刷代や人件費など、運営コストが高い点も見逃せない。これは近年の電子化によって容易に改善できると考えられる。

4 つ目は、流動性の低さである。日本の地域通貨は LETS やタイムダラーを模倣したコミュニティ型の地域通貨が多いが、LETS は会員制で取引機会が会

---

<sup>13</sup> 西部 (2013) p.234-243

## 新しい地域通貨の可能性（藤井悠右）

員に限られ、タイムダラーは「時間の貯蓄」であるために流通速度を高められず、流動性は低くなる。これは一般的なコミュニティ通貨全般にも言えることである。

## 4. 新しい地域通貨①電子地域通貨～さるぼぼコイン～

近年、電子決済や仮想通貨といった IT 技術と、地域通貨の発想が結びついて新しい形の地域通貨が各地で生まれている。これまでの地域通貨の課題を解決し、新しい価値を実装できるのではないかと期待されている。この章と次の章ではそういった近年の新しい地域通貨について、日本での最新例を取り上げて考察する。

### 4.1. さるぼぼコインとは

IT と地域通貨の融合として、地域通貨を電子マネー化し、スマホなどで決済ができるシステムを構築した、電子地域通貨が注目されている。電子地域通貨には様々な形態があるが、ここでは 2017 年から飛騨高山で発行されたさるぼぼコインを代表例としてその特徴や意義について論じていく。

#### 4.1.1. さるぼぼコインの概要

さるぼぼコインは、2017 年 12 月に飛騨信用組合（以下、ひだしん）によってリリースされた電子地域通貨である。2019 年 3 月時点で加盟店は約 900 軒、累計コイン販売額は約 6 億円にも上り、ユーザー数は 7600 人である。

ユーザーはウォレットアプリをダウンロードして現金と引き換えにコインをチャージし、加盟店で QR コード決済の仕組みを使って支払う、というスキームである。チャージの仕方は 2 通りあって、Suica やパスモなどの電子マネーと同じ前払い式支払い手段という仕組みを採用し、観光客など誰でもチャージができる「さるぼぼ Pay」というサービスと、ひだしんに口座を持っている人が口座から直接チャージできる「さるぼぼ Bank」というサービスである。

「さるぼぼ Pay」では、ひだしんの窓口で直接チャージするか、地域内に 2 ヶ

所あるチャージ機でチャージするという二通りの方法がある。一方、「さるぼぼ Bank」はスマホアプリ内で場所や時間を問わずチャージができる。

加盟店の導入コストを下げるために、支払い時は、加盟店の店頭の QR コードを読み取り、ユーザーが自分で支払い金額を入力する方式を取っている。

#### 4.1.2. さるぼぼコインの特徴

さるぼぼコインは経済循環志向度が非常に高い地域通貨といえる。このコインの 5 つの特徴がそれを裏付けている。その特徴を以下に列挙する。

まず、金融機関が運営していることである。（3 章で前述したように）これまで日本で流通してきた地域通貨は自治体や NPO など金融セクター以外の組織が発行・運営しており、コミュニティ再生など社会的な効果に重きをおいたものが多い傾向にあった。しかし、さるぼぼコインはひだしんという金融機関が発行しているので、経済的な効果に重きをおいていることは明らかである。

次に、円との兌換が可能であるという特徴である。前述したように、さるぼぼコインのチャージ方法は、窓口やチャージ機で現金から、またはスマホで口座からチャージする 2 つの方法があり、これはどちらも円をコインに替える行為である。

3 つ目の特徴としては、QR コード決済を搭載している点である。これによって、加盟店側はコストがほぼゼロでキャッシュレス決済を導入することができる。さるぼぼコインは加盟店獲得に成功していて（消費者向け事業所のシェア 18~20%）、この特徴が大きく貢献していると言える。

4 つ目の特徴としては、2018 年 8 月からの、アリペイとの業務連携が挙げられる。これによって地域内でのインバウンド消費によって地域に流れ込んだお金を地域内に留まらせることができる。また、ひだしんはアクワイアラーとい

う立ち位置で業務提携をしている<sup>14</sup>ため、他の都市部にあるアクワイアラーに紹介手数料や消費情報が流出することがない。

最後に、公共料金の支払いに対応している点が挙げられる。さるぼぼコインは2019年2月から一部の公共料金（市税の一部や電気料金、水道料金など）の支払いに対応した。また、2018年11月29日には、電力のOEM販売プラットフォームを展開する株式会社イーネットワークシステムズと提携し、さるぼぼコインで電気料金を支払うと、新料金と旧料金の差額がさるぼぼコインでキャッシュバックされるといったサービスも始めている。これは、ユーザーの獲得という点で効果があると言えるだろう。

## 4.2. さるぼぼコインのメリット

このような特徴を持つさるぼぼコインであるが、これを利用するメリットについて、消費者・加盟店・地域経済全体の3者の視点から考える。

消費者は、スマホで簡単に決済ができること、コインをチャージする際にプレミアムが付与されること、コインのウォレットアプリで加盟店の情報が手に入るという点で、利用するメリットがあると言える。

加盟店のメリットとしては、ほぼ無料で電子決済の導入が可能なこと、またクレジットカードなど他の電子決済サービスに比べて手数料が安いことが挙げられる。

地域経済全体にとってのメリットは、地域で消費されたお金が都市部へと流出することを防ぐことができるという点にある。またアリペイとの業務提携は消費情報の流出も防げる。

---

<sup>14</sup> 飛騨信用金庫ホームページ <https://www.hidashin.co.jp/news/detail/122>（2020年1月11日最終確認）

### 4.3. さるぼぼコインの課題

さるぼぼコインの課題についても考察してみよう。ここでは2点指摘できる。

1つ目の課題は、**BtoB**、加盟店間での利用に関する問題である。2019年1月時点では196件、625万円ほどしか動いておらず<sup>15</sup>、ほとんどが換金されるか加盟店のウォレットに入っているという状況で、これではコインの域内での循環が進まない。原因としては、換金手数料と**BtoB**決済手数料の差が1%ほどで、換金せずコインのままで加盟店間の取引を行うインセンティブが働かないことが挙げられる。

もう1つの課題として、ユーザー数の伸びが鈍化している点である。累計コイン販売額が約6億円ではあるものの、これは域内消費の5%にも満たない数字である。また、ユーザー数7600人というのも、シェアとしては10%に満たない数字で、消費者による利用が進んでいないことが伺える。この原因としては、ユーザーとして個人へのリターンが見えづらいことが考えられる。さるぼぼコインの後に登場した同じキャッシュレスサービスである**PayPay**や**LINE Pay**が、大幅還元などの大規模キャンペーンを行いユーザーの囲い込みを計っているのと比べるとお得感は少ない<sup>16</sup>。

---

<sup>15</sup> 「2018年度地域通貨を導入した地方創生研究会」講演録集 2019年3月

<sup>16</sup> 「さるぼぼコインが地域を潤す！飛騨信用組合の挑戦」『経済界』2019年6月5日

## 5. 新しい地域通貨②地域 ICO～西粟倉村コイン（NAC）～

ここではもう一つの新しい地域通貨の1種として自治体によるデジタルトークンの発行について検討する。

### 5.1. 自治体によるデジタルトークン発行（地域 ICO）

金融庁によれば、企業等がデジタルトークンを発行し、インターネットで公衆から法定通貨や仮想通貨を調達する手法を、一般的に ICO(Initial Coin Offering)という。これは株式の新規発行による資金調達法である IPO(Initial Public Offering)に類するものであると考えられるが、これよりも要する期間や手続などの面で資金調達側の負担が非常に小さい。そのため、近年自治体の新たな資金調達の方法として注目を集めている。現在地方自治体レベルでデジタルトークンを発行している例はないが、国家レベルではエストニアの「エストコイン」やベネズエラの「petro（ペトロ）」などの事例がある。ただし、日本の岡山県西粟倉村やアメリカカリフォルニア州のバークレー市などでは、自治体による ICO が検討されている。以下ではその代表例として岡山県西粟倉村の「西粟倉村コイン（NAC）」を取り上げる。

#### 5.1.1. 西粟倉村コイン構想とは

岡山県西粟倉村は平成の大合併において、他の自治体と合併せず、村の職員が中心となって村の経済活性化の方策を、地域再生マネージャーの支援も得ながら模索していた。2008年には、豊富な山林資源をもとに、伐採～加工～流通までの工程を総合的に進めていく、林業の6次産業化「百年の森林構想」を打ち出し、移住者を募り起業を支援する取り組みを開始した。またローカルベンチャースクールを開催し、2件の事業が起業型町おこし協力隊の制度を利用し

採択されるなど、村の人材育成にも力を入れていた。その結果 2009 年～2018 年で、人口は 9%増加した。

そういった新しい取り組みを行っていくなか、西粟倉村は 2018 年 6 月、村外から広く資金を調達するため、2021 年度までに仮想地域通貨を発行し、ICO を実施することを決めた。これは日本国内において初の自治体による ICO になるという。

その概要としては、まず同村が民間企業で構成する一般社団法人「西粟倉村トークンエコノミー協会」を設立し、独自のトークン「Nishi Awakura Coin」（以下 NAC）を発行し、投資家は主要仮想通貨のイーサリアムで NAC を購入する。そして同村は調達したイーサリアムを現金と交換し、資金調達を行うという仕組みである。一方、NAC 保有者には、村で事業を立ち上げようとするローカルベンチャーに投票する投票権が付与され（保有量に応じて投票権は増減する）、事業構想に参画できる。調達資金は村の会計とは切り離す一方で、投票され村から支援される企業は村の組織で絞り込むなど監視機能も利かせる。また、村内での物品やサービスの購入時に決済手段として使える機能（地域通貨の交換機能）も付与される見通しで、仮想通貨が創る経済圏「トークンエコノミー」を循環させていくことを目指している<sup>17</sup>。

投資家のメリットとしては、村が投資をする事業を選ぶ投票権によって、まちづくりにステークホルダーとして関わるができることと、事業が成功した時に、NAC の価値も上がる事が挙げられる。これは、後述するが、デジタルトークンの特徴の一つである、村外のトークン保有者と自治体との中長期的な関係の構築と言える。

---

<sup>17</sup> 「自治体が ICO、自力で資金調達、岡山・西粟倉村、脱「林業依存」へ初の試み」『日本経済新聞 朝刊』2018 年 7 月 26 日、「西粟倉村が仮想通貨の導入を決定 運用担う協会設立を計画」『山陽新聞デジタル』2018 年 6 月 17 日 <https://www.sanyonews.jp/article/732764>（2020 年 1 月 13 日最終確認）

またこの取り組みの波及効果として、ローカルベンチャー推進協議会が行なっている、起業家創出、起業型・経営型人材と地域とのマッチングを目指す活動など、同じように地域創生に取り組む他の自治体職員にその輪が広がっている。

## 5.2. 地域 ICO の特徴

ここでは地域 ICO の特徴を考える。地域 ICO の特徴として、以下の 2 つの特徴が挙げられる。

1 つ目に、外部からの資金調達法としての文脈で登場したことである。これまでの地域通貨は、コミュニティ型であれ、経済循環型であれ、地域内の富（貨幣的・非貨幣的）の循環を志向していたものであった。しかし、NAC に代表される自治体による ICO は、域外からの資金調達という見方が強い。もちろんトークン保持者が域内の財やサービスの購入にも使えるとしているが、それ以上に仮想通貨のプラットフォームを使い、域外の多数の投資家から資金を集めるという機能の方が主な目的であろうと推測される。

2 つ目の特徴としては、関係人口の増加によって、地域の人口問題への一助になるという点である。総務省によると、関係人口は、「移住した『定住人口』でもなく、観光に来た『交流人口』でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと<sup>18</sup>」と定義されている。現在の日本の地方では人口減少により地域づくりの担い手が不足しており、デジタルトークンを取得しその地域のステークホルダーとなった人々は、自治体の投資事業の投票権などを通じて、中長期的にその地域と関わりを持ち、地域づくりの一端を担うことができる。

---

<sup>18</sup> 総務省関係人口ポータルサイト <https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/>  
(2020 年 1 月 13 日最終確認)

### 5.3. 近年の地域による資金調達手段と地域 ICO との比較

以上で、地域 ICO の NAC の概要と特徴について説明したが、これが域外からの資金調達法としての文脈で語られることが多いので、近年話題になっている自治体の新しい 2 つの資金調達法との比較を、それぞれの概要を説明した上で、行うことにする。

#### 5.3.1. ふるさと納税

ふるさと納税とは、日本における寄附金税制のうちの一つである。その基本的な仕組みは、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2000 円を超える部分について、一定限度額（2016 年度以降は所得税額の 2 割）まで、原則として所得税と個人住民税から全額が控除されるというものである。しかし、元々は寄附金制度として始まったふるさと納税だが、返礼品の登場によって、全く異なる 2 つの効果が生まれた。それは、自治体にマーケティングや PR など経営的な視点を与えたことと、返礼品事業者への経済波及効果である。

返礼品の登場によって、ふるさと納税は「自治体間の競争資金の奪い合い」という側面を持つようになった。それによって、各自治体は国民から寄附金を獲得するために、より魅力的な返礼品を選定する必要がある、マーケティングや PR など経営的な視点を取り入れる必要が出てきたのである。

また返礼品事業者への経済波及効果も重要である。返礼品は、自治体が事業者から買い取り寄附者へと送る。返礼品の評判が良ければ自治体はまたその事業者の商品を返礼品として選定することになるので、返礼品事業者の競争を促すことができる。またふるさと納税においては、寄附者は外部の民間ポータルサイトで返礼品を選びその自治体に寄附を行い、自治体はそのサイトを通じて寄附者へ返礼品を送る。ネット通販などの経験のない返礼品事業者にとっては、自治体の支援を受けてネット通販のノウハウを手に入れることができる絶好の

機会となるのである。

しかし、ふるさと納税の資金調達法としての評価は難しい。調達した資金は基本的に次年度の予算として計上されるので、本当にその資金が必要なところに資金が回らない可能性がある。また寄附者は返礼品だけでなく、その使い道を指定して寄付することもできるのだが、大まかなジャンルでしか選べないために、寄附者の意向に沿えない可能性がある。つまり出資者の意向通りにお金が使われない可能性がある。

### 5.3.2. ガバメントクラウドファンディング

ガバメントクラウドファンディング（以下 GCF）は、ふるさと納税のプラットフォーム上で自治体がクラウドファンディング（ネット上で行う資金調達方法）を行う仕組みである。出資者はふるさと納税のポータルサイトで、支援したいプロジェクトを選び寄付額を設定する。自治体は目標金額と期間、金額に応じたリターン（商品・サービス）をあらかじめ設定しておき、期間内に目標額が集まったらプロジェクトを実行し出資者に商品・サービスを提供する。

GCF の特徴は、プロジェクトごとの資金調達であるということである。プロジェクトごとなので必要なところにお金が回る、という意味では優れている。しかし、ここで集まるのはプロジェクト単位の短期的な資金のみで、長期的な地域の発展のための資金調達としては機能しない。

### 5.3.3. 地域 ICO との類似点

ここで、ふるさと納税、GCF と地域 ICO の類似点を考える。まずどれも自治体による外部からの資金調達法であると。ふるさと納税と GCF は寄付金、ICO は出資金を調達する。そしてどれも外部からの資金調達であることから、自治体間の競争資金の奪い合いという側面がある。これは、その資金を獲得するために自治体が主体的にマーケティングを行う必要があるということの意味しており、これまで地域内の行政サービスなどの運営に終始していた自治体が、経

営的視点を持って自治体を運営していかなければならないということである。

#### 5.3.4. 地域 ICO との相違点

ふるさと納税、GCF と地域 ICO との相違点についても考える。地域 ICO の特徴でもある関係人口の増加、外部の支援者との中長期的な関係を築ける、という点は大きな違いである。ふるさと納税や GCF が関係人口の増加に寄与するといっている文献も見られるが<sup>19</sup>、直接的に外部のステークホルダーとの中長期的な関係につながるものが地域 ICO の大きな特徴である。

---

<sup>19</sup> 「特集ふるさと納税を考える」地方財務 2018 年 9 月号、保田・保井（2017）など

## 6. 新しい地域通貨の可能性

ここまで地域通貨とは何か、またその日本における展開と独自性、そして現代の新しい形の地域通貨としてさるぼぼコインと西粟倉村コインの2つを代表例として取り上げた。この章では改めてこれらの新しい地域通貨の可能性について、地域の持続可能性と、これまでの日本の地域通貨の特徴と課題を踏まえながら探る。

### 6.1. 地域通貨と持続可能性

新しい地域通貨の可能性を論じる前に、地域の持続可能性について考えよう。そして地域通貨は地域の持続可能性にどのように寄与することができるのだろうか。

#### 6.1.1. 持続可能な地域とは

ある地域経済・社会を考える時に重要な考え方に、持続可能性というものがある。1987年に国連で刊行されたブルントラント・レポートによれば、持続可能な開発とは、未来の世代が自らのニーズを損なうことなく、現在のニーズが満たされるような開発である、と定義されている<sup>20</sup>。

一般に、ある地域の社会・経済が持続可能であるということは、そこで繰り返し一定の地域内再投資が行われ、地域内での雇用や所得、生活が再生産されるということである。それはつまり地域社会・経済の自立の度合いを高めることだと考えられる。域外資本への依存度を高めている今の地域経済が自立するために必要なことは2つある。

1つ目に、資金の域内循環のための仕組みづくりである。域外資本の企業の

---

<sup>20</sup> 廣田（2011）p.156

多い地域では、地域内でどれだけ生産・消費しても、そこで生み出された富は本社のある東京へ流出してしまう。地域に入ってきた資金を域内に滞留・循環させる仕組みを整備する必要がある。

2 つ目には、域外からの資金調達である。地域が持続的に発展していくためには域内資金だけでなく、域外からの資金の調達も必要となる。しかし、これまで日本の自治体が行ってきた資金の呼び込み政策は域外資本の企業の誘致に終始してしまい、結局地域経済の都市部への依存度を高める構造を作ってしまった。地域が自立できるための資金調達法を実施する必要がある。

#### 6.1.2. 持続可能な地域経済に資する地域通貨とは

それでは、持続可能な地域経済に必要な2つの要素である、①資金の域内循環と②外部からの資金調達に寄与できる地域通貨とはどのようなものなのか。

まず①資金の域内循環であるが、地域通貨はそもそもこれが目的である。地域でしか使えないという制約条件を設けることで域外への資金流出を防ぐ。しかし、コミュニティ型で円との兌換不可能であるような地域通貨の場合、地域の経済活動で生み出された価値を地域通貨に変換することができないので、地域通貨が表す価値は非経済的なものとなることが多い。それでは地域経済のための資金循環に寄与することは難しい。したがって、地域経済の発展のための資金の域内循環を目指すのであれば、円と兌換可能な経済循環型の地域通貨が適している。

しかし、ただ単に円と兌換可能であればいいというわけではない。資金の域外流出を防ぐためには、地域外に資金が流れ出る前に、その資金が何回地域で使われたかが重要になってくる。ある商品を購入するために使用された地域通貨が、その商品の資材の購入や従業員の給与支払いの際に使用され、さらにそれが別の商品の購入や税金などの支払いに使用され、といったように、一度地域で使われたお金が地域内で何度も再利用されることで地域の経済が回るので

ある。

次に②域外からの資金調達であるが、これは地域通貨の本来の目的ではない。しかし、観光客による地域通貨の利用や、地域 ICO のように外部のステークホルダーを巻き込むような仕組みを内蔵させることができれば、資金調達法としての地域通貨の実現も可能だと思われる。

## 6.2. 新しい地域通貨の可能性

それでは、電子地域通貨のさるぼぼコインや自治体 ICO 構想としての NAC といった新しい地域通貨は上のような要素を実現できるのだろうか。これまでの日本の地域通貨の課題を踏まえながら考察する。

### 6.2.1. さるぼぼコインの可能性

まずさるぼぼコインであるが、これは従来の日本の地域通貨が抱えていた 4 つの課題のうち、2 つを解消できる可能性がある。1 つ目に、電子化によって運営コストを大きく削減できたことである。紙幣の印刷代をゼロにできるほか、口座と紐付きウォレットアプリで直接チャージができるので交換所も必要がない。また利用者の利用データを蓄積できるため、地域通貨の効果測定のコストも切り下げられる。2 つ目は、流動性の高さである。利用者はウォレットアプリさえあれば口座から容易にチャージすることができ、スマホのみで決済をすることができる。従来の紙幣や通帳型の地域通貨と比べ、利便性が格段に高いと言える。これは流動性を高める効果がある。

次に、さるぼぼコインの地域の持続可能性への寄与について考える。さるぼぼコインは持続可能な地域に必要な 1 つ目の要素である、資金の域内循環に大きく貢献できる可能性が高い。それは、さるぼぼコインの流動性の高さと、さるぼぼコインが税金や各種公共料金の支払いに対応したことが大きい。流動性

の高さは先述の通りだが、税金や各種公共料金の支払いに対応したということは、域外に資金が流出する前に何度も使用されるということである。一度事業者で消費されたさるぼぼコインが円に兌換され域外で使われる前に、税金や公共料金として支払われ、電気会社などが受け取った後再び給与やボーナス、また別の税金の支払いに使われるのである。

### 6.2.2. 西栗倉村コイン（NAC）の可能性

次に、NACであるが、これは地域通貨の限定的だった役割を大きく広げる可能性がある。第5章で述べた通り、NACは域外の投資家から広く資金を調達することがその主な目的であったが、これはつまり域外に町の支援者＝ファンを作ることと言い換えられる。これまでの地域通貨はコミュニティの再生や地域経済の域内循環を促す役割が大きかったが、NACは町の関係人口の増加という新たな役割を持つことになり、これまでの地域通貨の役割を大きく広げると考えられる。

また先述したとおり、NACはこれまでの地域通貨と違い外部からの資金調達法としての役割が大きい。したがって、持続可能な地域に必要な要素の2つ目である、外部からの資金調達に寄与できるのではないかと考えられる。また、NACは外部の出資者を村のステークホルダーとして扱い、中長期的な関係を結ぶので、先述の通り、関係人口の増加を促し、地域の人口問題にも寄与できると考えられる。また、NACは出資者に村が投資する事業に対する投票権を与え村による投資を促す効果が期待でき、また自治体による監視機能も働くので、バブル崩壊以降衰退していた地域金融の問題（十分な担保・保証付きで、高い信用力のある顧客への貸出に依存しているという問題<sup>21)</sup>）にも寄与できると考えられる。

---

<sup>21)</sup> 内田（2017）

### 6.2.3. 新しい地域通貨の課題

最後に、ここで取り上げた2つの新しい地域通貨がそれぞれに抱える課題について考察しよう。

まずさるぼぼコインであるが、最大の課題は、**BtoB**、加盟店間での利用の少なさである。一度事業者に入ったコインは、そのほとんどが換金されるか事業者のウォレットに入っているという状態である。しかし地域通貨が目指す資金の地域内循環を実現するためには、一度地域で使われたお金が域外に流出する前に何度も使われることが必要なので、この要素は見逃すことができない。換金時の手数料を高く設定する、事業者間での取引時にプレミアムを付与するなど、事業者間での利用を促す取り組みが必要であろう。

またさるぼぼコインのもう一つの課題はユーザー数の伸びが鈍化している点である。ここ数年で LINE pay や PayPay といった電子決済サービスの利用が急激に広まっており、さるぼぼコインはユーザーを吸い取られている。資金の域内循環による地域の活性化という、さるぼぼコインの意義について地域住民の理解を促す取り組みも必要である。

次に NAC の課題であるが、NAC についてはまだ構想段階ということもあり具体的な課題や改善点と指摘するのは難しい。ただし、ここ数年の仮想通貨ブームとそれに伴う仮想通貨の流出事件の増加によって、仮想通貨に関する規制は厳しくなっている点は自治体 ICO を実施するにあたっての課題として挙げておく。ただし金融庁が認定している業界団体「日本仮想通貨交換業協会」が、ICO の自主規制ルールを策定中であり、投資家保護のルールが明確になれば、金融庁の理解も得ることができよう。

一方で、そもそも世界の投資家から資金を集められるような魅力的なプロジェクトを自治体が打ち出せるのかという、規制以外の課題も指摘されている

22。

---

<sup>22</sup> 「『仮想通貨で資金』自治体に試練 独自財源へ期待も…流出事件で強まる規制」『SankeiBiz』2019年2月25日  
<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/190225/mca1902250500007-n3.htm>（2020年1月13日最終確認）

## 7. 終わりに

本稿では日本で実践されている新しい地域通貨の可能性について論じた。地域通貨とは何か、そしてその歴史について概観したのち、日本の地域通貨の独自の文脈について、日本の地域の課題を踏まえた上で検討した。日本の地域通貨はコミュニティ型が多く、地域経済の活性化という目的を持つものは少ないことを指摘した。

その後日本で実際に実践・構想されている新しい形の地域通貨の代表例としてさるぼぼコインと西粟倉村コイン（NAC）を取り上げた。さるぼぼコインは電子化による運営コストの削減と流動性の獲得、NACは外部からの資金調達法としての文脈と関係人口の増加といった特徴を持つことがわかった。

最後に、これらの新しい地域通貨がこれまでの地域通貨が抱えていた課題を一部解消することができ、持続可能な地域に寄与する可能性があることを論じた。さるぼぼコインは資金の域内循環、西粟倉村コインは域外からの資金調達という点で地域の持続性にそれぞれ貢献できる。

近年登場した新たな地域通貨をこれまでの地域通貨の文脈で捉え直し、その可能性を探るという点において、本稿に一定の意義はあった。一方で、本稿で残された研究課題として以下の2点が挙げられる。ここで取り上げた新しい地域通貨はまだ実践例が少なく、まだ運用期間も短い。それに加え西粟倉村コイン（NAC）については構想段階であったためそのデータを十分に集めることが困難であった。そのためこれらの新しい地域通貨の可能性を、地域経済・社会にもたらした結果を分析し、より明確な論拠を持って示すという課題が残されている。また、地域通貨をめぐる現行の法制度についての調査もできていないことも残された研究課題である。



## 謝辞

本稿執筆にあたり、指導教員である長田進先生には、論文のテーマの設定の段階から熱心に指導していただき、大変お世話になりました。また、今年度筆者とともに研究プロジェクトを受講した友野雅樹（慶應義塾大学経済学部4年）、池田優太（同3年）、木村祥子（同3年）の各氏の進捗状況を確認できたことは、本稿執筆のモチベーションの維持に欠かせないものでした。この他にも、コーディネーターの皆様、TAの皆様など、ご協力いただいた皆様への感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞と代えさせていただきます。

## 参考資料一覧

- Greco T. H., 大沼 安訳（2001）「地域通貨ルネサンス：まち起こしマネー戦略」 本の泉社
- Lietaer B. A., 小林 一訳（2000）「マネー崩壊：新しいコミュニティ通貨の誕生」 日本経済評論社
- アトム通貨実行委員会（2015）「アトム通貨で描くコミュニティ・デザイン：人とまちが紡ぐ未来」 新評論
- 泉留維（2006）「日本における地域通貨の展開と今後の課題」 専修経済学論集, 40(3), 97-133
- 泉留維、中里裕美（2017）「日本における地域通貨の実態について：2016年稼働調査から見えてきたもの」 専修経済学論集, 52(2), 39-53
- 牛場智（2019）「シェアリング・エコノミーの視点による地域通貨への考察：香川県「めぐりん」を事例に」 静岡大学経済研究, 23(4), 25-38
- 歌代哲也（2019）「地域通貨の経済学的研究——市場経済型を中心に」 博士論文：立正大学大学院経済学研究科
- 内田聡（2017）「明日をつくる地域金融：イノベーションを支えるエコシステム」 昭和堂
- 岡田知（2016）「国際化時代の地域経済学(第4版)」 有斐閣
- 岡田真（2008）「地域再生とネットワーク：ツールとしての地域通貨と協働の空間づくり」 昭和堂
- 納村哲（2016）「地域通貨で実現する地方創生」 幻冬舎メディアコンサルティング
- 河合正弘、島崎麻子（2003）「日本の地域通貨制度：現状と課題」 社会科学研究, 54(1), 145-169

- 川端一摩（2018）「地域通貨の現状とこれから：各地域の具体的な取組事例を中心に」 調査と情報, 1014, 1p, 1-11
- 岸真、黒田巖、御船洋（2014）「グローバル下の地域金融」 八王子：中央大学出版部
- 坂井豊隆（2019）「暗号通貨 vs. 国家：ビットコインは終わらない」 SBクリエイティブ
- 清水誠、持地伶奈（2018）「フィンテックと仮想地域通貨を用いた英国の地域活性化事例」 日経研月報（481）, 42-51
- 中村良（2019）「まちづくり構造改革Ⅱ，あらたな展開と実践」 日本加除出版
- 西部忠（2013）「地域通貨」 ミネルヴァ書房
- 平野実良、宇都宮仁（2018）「地域通貨電子化事業実証実験の視察報告：電子地域通貨『さるぼぼコイン』」（創立70周年記念号）新潟産業大学経済学部紀要, (50), 109-117
- 平柳利一（2018）「しんくみ事例紹介 地域のお金を地域内で循環させる電子地域通貨『アクアコイン』の取組み」 しんくみ：信用組合役職員のための月刊情報誌, 65(8), 16-19
- 廣田裕（2011）「地域通貨入門：持続可能な社会を目指して」アルテ
- 保田隆、保井俊（2017）「ふるさと納税の理論と実践」 日本教育研究団事業構想大学院大学出版部
- 三菱総合研究所（2018）「知っておきたい電子マネーと仮想通貨」 マイナビ出版
- 宮崎義久（2016）「電子地域通貨を活用した地域活性化の可能性と課題：北海道小樽市の事例から（小さなまちの挑戦：地方創生とまちづくり）」地域活性化学会研究大会論文集 Vol.8, 292-294

- 宮崎義久、吉田昌幸、小林重人、中里裕美（2016）「地域通貨の進化の解明に向けた分析枠組みの提示－全国調査に関する先行研究の検討を通じて－」進化経済学論集, Vol.20, 1-13.
- 横山天（2001）「『地域通貨』その矛盾と可能性：日本の地域通貨の現状分析を通じて」修士学位論文：慶應義塾大学
- 藁品和寿（2017）「地域活性化での活用が期待される電子地域通貨：電子地域通貨の商用化に向けて」信金中金月報, 16(13), 11-17
- 「月刊地方財務」2018年9月号 ぎょうせい編
- 総務省関係人口ポータルサイト <https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/>  
（2020年1月13日最終確認）
- 飛騨信用金庫ホームページ <https://www.hidashin.co.jp/news/detail/122>  
（2020年1月11日最終確認）
- 「さるぼぼコインが地域を潤す！飛騨信用組合の挑戦」『経済界』2019年6月5日 <http://net.keizaikai.co.jp/archives/35747>（2020年1月13日最終確認）
- 「構造改革特区の第2次提案募集に係る提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」（2003）首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030326/teiankaitou.html>（2020年1月13日最終確認）
- 「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」（2002）首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kouhyou/021022/kaitouindex.html>（2020年1月13日最終確認）
- ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/>（2020年1月13日最終確認）

## 新しい地域通貨の可能性（藤井悠右）

- 「デジタル技術で復活する地域通貨、脱『ままごと』なるか」 『日経ビジネス』 2019年10月3日
- 「自治体がICO、自力で資金調達、岡山・西粟倉村、脱「林業依存」へ初の試み」 『日本経済新聞 朝刊』 2018年7月26日
- 「西粟倉村が仮想通貨の導入を決定 運用担う協会設立を計画」 『山陽新聞 デジタル』 2018年6月17日 <https://www.sanyonews.jp/article/732764>  
(2020年1月13日最終確認)